

独立行政法人雇用・能力開発機構業務方法書新旧対照表

改正案	現行
<p data-bbox="266 395 360 427">附 則</p> <p data-bbox="226 472 1070 504"><u>(財形持家転貸貸付けの貸付けの条件の変更に関する特例措置)</u></p> <p data-bbox="176 512 1115 767"><u>第 8 条の 2 財形持家転貸貸付けに係る資金により行う資金の貸付けを受けた勤労者が、東日本大震災により当該財形持家転貸貸付けに係る資金により行う資金の償還が著しく困難となったと認める場合における第 19 条第 6 項第 1 号の規定の適用については、同号イ中「3 年」とあるのは「5 年」と、同号ロ中「得た率」とあるのは「得た率又は年 0.5 パーセントを下限として機構が別に定める率のいずれか低い率」とする。</u></p>	<p data-bbox="1234 395 1328 427">附 則</p> <p data-bbox="1162 512 1245 544">(新設)</p>